

東京都水道局経理部契約課
平成 28 年 6 月 1 日施行
平成 29 年 6 月 26 日改正
平成 29 年 10 月 6 日改正
平成 30 年 3 月 28 日改正
平成 30 年 6 月 18 日改正
(30 水経契第 119 号)

最低制限価格及び調査基準価格について

1 最低制限価格について

東京都水道局財務規程（昭和 35 年東京都水道局管理規程第 22 号）223 条に基づき最低制限価格を設けるものの範囲は、土木工事、建築工事、設備工事及び製造の請負で、一般競争入札又は指名競争入札により発注するものとする。

ただし、水道局指名業者選定委員会が、特に履行が確実と認めたものは、最低制限価格を設けないものとする。

最低制限価格の額の算出方式は次のとおりとする。ただし、水道局指名業者選定委員会が必要であると認める場合には、別の取扱いをすることがある。

2 最低制限価格の算出方法

(1) 算式

最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1 円未満切捨て）の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）とする。

- ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

ただし、次の（2）から（7）に該当する場合には、必要な補正等を行う。

(2) 発生品売却費の取扱

予定価格の算出において、発生品売却費が計上されている場合は、（1）の合計額から発生品売却費を控除するものとする。

(3) 附帯業務費等の取扱

予定価格の算出において、附帯業務費等が計上されている場合は、（1）の合計額に附帯業務費等を加えるものとする。

(4) 建築工事（建築設備工事を含む。）における取扱

東京都財務局が定める「積算基準（建築工事編）（準用している基準も含む。）」及び東京都都市整備局が定める「都営住宅設計基準（整備工事、畳工事及び給湯器・浴槽設備工事を除く。）」における直接工事費（以下「直接工事費（積算基準）」という。）は、直接工事費と現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）により構成されているため、次のとおり取り扱うものとする。

直接工事費の額は、直接工事費（積算基準）から現場管理費相当額を減じた額とする。また、現場管理費の額は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。ただし、直接工事費（積算基準）を、直接工事費と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合については、直接工事費（積算基準）に 10 分の 1（昇降機設備工事にあつては、10 分の 2）を乗じた額を現場管理費相当額とする。

(5) 設備工事における取扱

東京都水道局工事施行規程第 12 条の規定により局長が定める設計基準（以下「設計基準」という。）のうち、「水道用機械・電気設備工事積算基準」（以下「設備基準」という。）を用いて積算を行った工事については、次のとおり取り扱うものとする。

直接工事費の額は、設備基準による直接工事費に機器費を加えた額とする。

また、現場管理費の額は、設備基準による現場管理費に据付間接費及び設計技術費を加えた額とする。

(6) 解体工事における取扱

解体工事における最低制限価格に限っては、次の予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1 円未満切捨て）の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）とする。

- ア 直接工事費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

(7) 下限値及び上限値の補正

(1) から (6) により算出した額が、次に該当する場合は、補正を行う。

ア 下限値未満の場合

予定価格（税抜）に 10 分の 7 を乗じて得た額（1 円未満切上げ）に 100 分の 108 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）を下限値とし、算出額が、この下限値未満であった場合には、下限値を最低制限価格とする。

イ 上限値を超える場合

予定価格（税抜）に 10 分の 9.2 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）に 100 分の 108 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）を上限値とし、算出額が、この上限値を超える場合には、上限値を最低制限価格とする。

3 調査基準価格について

低入札価格調査制度を適用する場合の調査基準価格は、最低制限価格の額の算出方法を準用して算出する。

なお、低入札価格調査制度を適用する場合には、最低制限価格を設けない。

参考 1 低入札価格調査制度の適用される案件

土木工事請負契約の場合	予定価格（税込）	3 億 5 千万円以上
建築工事請負契約の場合	〃	4 億 4 千万円以上
設備工事請負契約の場合	〃	2 億 5 千万円以上

全ての総合評価方式（単契を除く）の案件

参考 2 東京都水道局財務規程（昭和 35 年東京都水道局管理規程第 22 号）

（最低制限価格）

- 第 223 条 一般競争入札により、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認め、令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けようとするときは、予定価格の 10 分の 7 以上で、当該工事又は製造の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して当該工事又は製造ごとに適正に定めなければならない。
- 2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、第 221 条第 1 項に規定する予定価格調書に最低制限価格を記載しなければならない。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の手続）

- 第 227 条 局長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込をした者の当該申込に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認める場合の基準を作成するものとする。
- 2 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、前項により定められた基準に該当するものがあるときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。
- 3 前項の調査の結果により、最低価格の入札者を落札者とするのが適当でないと認められるときは、局長は、別に定める東京都水道局指名業者選定委員会の議を経て（第 208 条の規定により所に委任したものについては、当該所の長が局長の承認を得て）、令第 167 条の 10 第 1 項の規定によりその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込をした他の者のうち、最低の価格をもつて申込をした者を落札者とする。
- 4 前項により落札者が決定されたときは、直ちに、当該落札者及び最低の価格をもつて申込をした者で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対しては適宜の方法により落札の決定があつた旨を知らせなければならない。

最低制限価格又は調査基準価格の算定における工事費内訳に係る経費区分表
(水道局機械設備工事及び水道用電気設備工事)

工事の種類	積算基準	工 事 費 内 訳 に 係 る 経 費 の 区 分				
			直接工事費 に区分するもの	共通仮設費 に区分するもの	現場管理費 に区分するもの	一般管理費 に区分するもの
水道局 機械設備工事	水道用 機械設備工事 積算基準	工事原価	機器費 (複合機器単価を除く)			
			複合機器単価中の 機器費+直接工事費	複合機器単価中の 共通仮設費	複合機器単価中の 現場管理費+据付間接費	
			直接工事費 ・ 輸送費 ・ 材料費 ・ 労務費 ・ 複合工費 ・ 直接経費 ・ 仮設費	共通仮設費 ・ 運搬費 ・ 準備費 ・ 事業損失防止施設費 ・ 安全費 ・ 役務費 ・ 技術管理費 ・ 営繕費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	
		一般管理費等				一般管理費等
水道局 電気設備工事	水道用 電気設備工事 積算基準	機器費	機器費 (複合機器単価を除く)			
			複合機器単価中の 機器費+直接工事費	複合機器単価中の 共通仮設費	複合機器単価中の 現場管理費+据付間接費	
		工事原価	直接工事費 ・ 輸送費 ・ 材料費 ・ 労務費 ・ 複合工費 ・ 直接経費 ・ 仮設費	共通仮設費 ・ 運搬費 ・ 準備費 ・ 事業損失防止施設費 ・ 安全費 ・ 役務費 ・ 技術管理費 ・ 営繕費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	
		一般管理費等				一般管理費等